


項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①副籍交流の推進	取組啓発及び特別 支援教育推進委員 会等での取組紹介			

## 方向性2 特別支援教育を推進する体制の整備・充実

### (1) 教職員の専門性の向上

#### 現状と課題

##### ①現状

ア 特別支援教育コーディネーター及び校内通級教室の教員の資質・能力の向上

特別支援教育コーディネーターにおいては、特別支援教育推進委員会を年3回実施し、研修の他、校内委員会のあり方や合理的配慮の提供事例等についての情報共有を行うことで、特別支援教育コーディネーターの資質・能力の向上を図っています。

また、校内通級教室においては、指導室の事業として、2018（平成30）年度から若手教員育成研修（2・3年次研修）を拡大し、校内通級教室の教員を対象にした、特別支援教育の基礎的な理解のための研修を年3回実施しました。

イ 知的障害学級の教員の資質・能力の向上

知的障害学級については、指導室事業の研修において、2016（平成28）年度から、学習指導案に基づいた模擬授業研修を実施しています。知的障害学級の教員全員が模擬授業を行い、授業の基本的な進め方や、児童・生徒の障害の状態に基づいた教員の具体的な支援や対応に方法等について、互いに学び合う機会となっています。

##### ②課題

ア 特別支援教育コーディネーターの資質・能力向上を目指した研修の充実

各学校においては、特別支援教育コーディネーターが特別支援教育の推進のリーダーとなり、一人一人の児童・生徒のニーズに対応した支援方針の立案・実施及び評価、合理的配慮の提供、関係機関との連携等、調整役を担っています。特別支援教育を推進する体制のためには、特別支援教育コーディネーターの資質・能力を目指した体系的かつ継続的な研修の機会が必要です。

イ 校内通級教室の教員の増加に対応した研修の充実

校内通級教室においては、今後も、指導対象児童・生徒数の増加が予想され、校内通級教室の教員の増加も見込まれます。特に、若手教員や転入教員については、学校におけるOJTだけでなく、校内通級教室の教員としての資質・能力を高めるための体系的な研修等の取組が必要です。

ウ 知的障害学級の教員の資質・能力向上を目指した研修の充実

知的障害学級においては、児童・生徒の将来を見据え、一人一人の発達段階や障害の状態に応じた、生活の質を高める指導や、系統立てた指導が必要です。また、自閉症の特性を踏まえた指導内容・方法の工夫の改善も求められています。知的障害学級において、すべての教員が、多面的な児童・生徒理解に基づき、一人一人の児童・生徒の資質・能力を育成する指導をするためには、外部機関や都立特別支援学校等の活用による専門的な研修の充実が必要です。

具体的な取組

①特別支援教育コーディネーターの研修の充実

外部機関や専門家等と連携し、特別支援教育コーディネーターを対象にした研修を計画し、2020年度実施に向けて検討します。意図的・計画的な研修により、特別支援教育コーディネーターとしての資質・能力の向上とともに、各学校における特別支援教育を推進する体制の充実を図ります。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①特別支援教育コーディネーターの研修の充実	研修計画の検討	研修の実施	➔	


②校内通級教室の教員を対象にした研修の充実

すべての校内通級教室の教員が専門性をもち、一人一人の児童・生徒のニーズに対応した特別の指導ができることを目指し、研修の充実を図ります。具体的には、2018（平成30）年度に実施した校内通級教室の教員を対象にした研修の取組実績を踏まえ、経験年数に応じた研修を計画的に実施します。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
②校内通級教室の教員を対象にした研修の充実	経験年数に応じた校内通級教室の教員の研修の実施	➔		

### ③知的障害学級の教員を対象にした研修の充実

すべての知的障害学級の教員が専門性を高め、一人一人の児童・生徒の発達段階や障害の状態に対応した、将来を見据えた指導ができることを目指し、研修の充実を図ります。具体的には、外部機関や専門家等と連携し、知的障害学級担任連絡会の一部を研修に充て、研修の機会を増やします。また、東京都が実施している「知的障害学級の専門性向上に向けた支援事業」を活用し、都立特別支援学校のノウハウや教材・教具の工夫等について、すべての知的障害学級と共有を図ります。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
③知的障害学級の教員を対象にした研修の充実	知的障害学級担任連絡会における研修の実施			

## (2) 就学相談機能の整備・充実

### 現状と課題

#### ①現状

##### ア 保護者等との合意形成による就学支援の推進

教育相談所や学務課は、児童・生徒及び保護者等との相談等の機会を十分に確保し、必要な情報提供を行いました。また、就学支援委員会の答申結果を分かりやすく伝え、就学先決定にあたり保護者等との合意形成を図りました。

##### イ 相談窓口の周知、関係機関との連携

リーフレット等を作成・配布し、相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関と連携しながら一人一人の相談に対応することができました。

#### ②課題

##### ア 就学先決定後の継続的な支援の充実

就学先決定後の相談に対応するための体制の充実が必要です。就学支援委員会の答申結果と異なる就学をした児童・生徒を含め、継続的な支援を行うことが求められています。

##### イ 分かりやすい相談窓口の整備

保護者、市民等に対して分かりやすい相談窓口の周知が必要です。また、教育相談所や教育支援コーディネーター室<sup>37</sup>では、どのような相談を受け付け、どのような支援が受けられるのかを明確にし、周知する必要があります。

相談業務として、指導室と教育相談所、教育支援コーディネーター室との連携・協力体制の更なる構築を図る必要があります。

### 具体的な取組

<sup>37</sup> 教育支援コーディネーター室

調布市教育委員会指導室内の機関であり、学校生活の中で感じている疑問や困りごとの相談を受け、その解決に向け学校や家庭に対し、関係機関や組織と連携しながら教育支援をコーディネートしている。



### ①校内通級教室等における入退級システムの構築

就学支援委員会における校内通級教室等の小・中学校の入退級部会においては、東京都教育委員会「小学校（中学校）における特別支援教育の導入ガイドライン」に提示されている「発達障害のある児童・生徒への支援のレベル」を参照し、入室の可否が決定できるようにします。

#### 【発達障害のある児童・生徒への支援のレベル】

レベル1	在籍学級担任や教科担任等が、校内通級教室の教員や臨床発達心理士等 <sup>38</sup> の助言に基づいた、指導法の工夫等を行うことにより、児童・生徒が抱えている困難への対応が可能と思われる程度
レベル2	校内・外の人的資源等を活用することにより、児童・生徒が抱えている困難への対応が可能と思われる程度
レベル3	校内通級教室での特別な指導が必要と思われる程度

校内通級教室の退級については、入退級部会において、入級時の基準と通級状況や通常の学級において適応できている様子等の実態を踏まえるシステム構築について、特別支援教育検討委員会で検討するとともに、退級後の校内通級教室の教員等による支援体制を整備します。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①校内通級教室等における入退級システムの構築	特別支援教育検討委員会による検討	導入	➔	

### ②継続的な支援体制の充実と学校との連携

就学先決定後の相談に係る課題を解決するための組織的な体制について検討していきます。

児童・生徒一人一人の成長に応じた最も適切な指導・支援の在り方や多様な学びの場について、継続的な相談や情報提供を行うために学校との連携体制を整えます。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
②継続的な支援体制の充実と学校との連携	特別支援教育検討委員会により組織体制及び学校連携の検討	➔		

<sup>38</sup> 臨床発達心理士等

児童・生徒が抱える学習上・行動上での困難等についての確に把握し、在籍学級担任等に専門的立場から助言する専門家。臨床発達心理士、特別支援教育士及び学校心理士等を指す。

### (3) 児童・生徒の社会的自立を目指した支援の整備

#### 現状と課題

##### ①現状

###### ア ICT環境の整備

知的障害学級において、児童・生徒の学習の支援を図るため、児童・生徒が活用できるタブレット端末と学習用アプリケーションを導入しました。

言語障害・難聴通級指導学級において、児童・生徒の学習の支援を図るため、タブレット端末と学習支援アプリケーションを導入しました。

###### イ 交流及び共同学習<sup>39</sup>の充実

通常の学級と知的障害学級の交流や共同学習について、教育課程や年間指導計画に位置付け、各学校・学級が意図的・計画的・組織的に取り組み、交流及び共同学習を行うことができました。また、知的障害学級合同学習発表会において、通常の学級の児童・生徒が参観する機会をつくっています。また、都立特別支援学校の児童・生徒について、障害者理解や地域での交流を図る観点から、都立特別支援学校と連携して通常の学級あるいは知的障害学級との交流を行うことができました。

###### ウ 個に応じた指導の充実

個別の教育支援計画、個別指導計画について調布市立学校としての共通の様式を作成するとともに、特別な支援を要する児童・生徒に対して計画を作成、活用するための特別支援教育コーディネーターを中心とした体制を整備しました。

個別の教育支援計画、個別指導計画を基に、児童・生徒に対する合理的配慮を明確にし支援することができました。また、合理的配慮について教員の理解・啓発を図るため、特別支援教育推進委員会等において合理的配慮の具体的な事例についての研修を行うなど、教員の理解を深めました。

##### ②課題

###### ア ICT環境の整備

特別支援教育におけるICT環境の整備及び児童・生徒への指導について、技術革新等に伴う多数の先行研究事例が報告されていることを踏まえ、個々の児童・生徒のニーズに対応した特別支援教育の充実を図る観点からICT環境の整備を推進する必要があります。

<sup>39</sup> 交流及び共同学習

障害のある児童・生徒と障害のない児童・生徒が学校教育の一環として活動を共にすること。新学習指導要領では、「他の小学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、中学校、高等学校、特別支援学校などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること」としている。

## イ 交流及び共同学習の充実

交流及び共同学習について、効果的な取組を行うための基本的な考え方を明確にするとともに、その交流及び共同学習の意義について、継続して教員への周知を図る必要があります。また、知的障害学級担任や特別支援学校と通常の学級担任の連携及び協力体制の充実が求められています。

## 具体的な取組

### ① ICT環境の整備

特別支援教育におけるICT環境及び指導について、先行研究事例を踏まえ、今後の動向も見据えながら、知的障害学級、校内通級教室、言語障害・難聴通級指導学級それぞれの指導に対応できる児童・生徒が活用するタブレット端末及び電子黒板等について、段階的に導入を進めていきます。

特別な支援を必要とする児童・生徒の自立を目指す上で、個々のニーズに対応した合理的配慮の提供をより受けられるよう、先行研究事例を踏まえ、今後の動向を見据えながら、基礎的環境整備としてICT環境の整備及び教科用図書デジタルデータの活用を含めたソフトウェアの導入等について、検討を進めます。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
① ICT環境の整備	タブレット端末及び電子黒板、ソフトウェアの導入等の計画の検討		段階的に導入	

### ② 交流及び共同学習の充実

交流及び共同学習に関する基本的な考え方を明確にするとともに、その意義について教員への周知を図ります。

市内各学校における交流及び共同学習に関する実践について、特別支援教育推進委員会などを通して情報共有の機会を設定します。



交流及び共同学習について、各学級で実施している効果的な取組についての情報を啓発資料にまとめ配布し、すべての教職員への理解と啓発を推進します。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
②交流及び共同学習と副籍交流の充実	取組啓発及び特別支援教育推進委員会等での取組紹介	➔		

## 方向性3 保護者等、地域及び関係機関との連携の充実

### (1) 保護者等や地域への特別支援教育の理解促進

#### 現状と課題

##### ①現状

###### ア 特別支援教育をテーマにした調布市教育シンポジウムの実施

2015(平成27)年度と2017(平成29)年度の調布市教育シンポジウムでは、特別支援教育における市の取組や学校等の実態を紹介し、一人一人の児童・生徒のニーズに応じた支援を推進することを教職員や保護者等に周知することができました。

###### イ 調布市子ども発達センター事業説明会及びNPO法人調布市心身障害児・者親の会<sup>40</sup>主催における講演会における理解啓発

毎年実施している子ども発達センター主催の「就学に関する説明会」や調布市心身障害児・者親の会主催における講演会に教育委員会指導主事が参加し、調布市の特別支援教育への理解啓発を進めることができました。

##### ②課題

###### ア 特別支援教育の理解・啓発の推進

調布市教育シンポジウムや講演会等に参加する保護者等には、特別支援教育についての啓発をすることができた一方で、その他の多くの保護者や市民等に特別支援教育の理解の促進につながる場を設けることが必ずしも十分ではありません。

また、広く保護者等や地域等に対して、各校の担当者である特別支援教育コーディネーターの周知や、就学相談等の方法、知的障害学級、校内通級教室、言語障害・難聴通級指導学級の具体的な指導の様子などを理解してもらう機会が求められています。

#### 具体的な取組

##### ①特別支援教育をテーマにした調布市教育シンポジウムの開催

毎年実施している調布市教育シンポジウムにおいて、2年ごとに、特別支援教育をテーマにして開催します。

調布市教育シンポジウムの開催においては、学校関係者だけでなく、広く市民等に周知し、多くの方に参加していただけるよう、告知の方法を工夫します。

<sup>40</sup> NPO法人調布市心身障害児・者親の会


心身に障害をもつ人々に対して、地域社会で生き生きと生活していくための場づくり、自ら生きる力をつけるための生活訓練や自立支援、および障害に対する理解啓発を促進するための活動を行うとともに、地域において心身ともに健やかに育成されること、障害児および障害者の福祉の増進をはかること、共に生きる社会を実現することに寄与することを目的とする特定非営利活動法人。前身は昭和43年に設立された「調布市心身障害児(者)親の会」。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①特別支援教育をテーマにした調布市教育シンポジウムの開催	特別支援教育をテーマにした開催	実施計画の検討	特別支援教育をテーマにした開催	実施計画の検討

**②未就学児童等の保護者等を対象にした校内通級教室, 知的障害学級, 言語障害通級指導学級及び難聴通級指導学級の説明会の実施**

保護者等に対して,校内通級教室,知的障害学級,通級による指導等における指導の様子や入退級の手続き等を理解してもらうため,調布市子ども発達センター主催の「就学に関する説明会」や,調布市幼保小連携推進事業主催の講演会を活用して説明を行います。

また,各小学校の新1年生保護者説明会や各中学校の学校説明会において,就学相談や,校内通級教室及び通級による指導に係る入退室の手続き,具体的な指導内容の様子などを理解してもらう資料を作成し,学校が説明する機会を設定します。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
②未就学児童等の保護者等を対象にした校内通級教室, 知的障害学級, 言語障害通級指導学級及び難聴通級指導学級の説明会の実施	説明会の実施			

## (2) 学校等及び関係機関との連携の充実

### 現状と課題

#### ①現状

##### ア 都立特別支援学校との連携

調布市内小・中学校は、都立調布特別支援学校及び府中けやきの森学園と連携を図り、交流学习及び副籍事業を実施しています。

調布市教育委員会としては、都立調布特別支援学校の協力を得て、若手教員育成研修（1年次・初任者研修）<sup>41</sup>の一環として、特別支援学校の授業見学や講義・演習を実施し、受講者に特別支援教育の基礎的な理解を図ることができました。

2018（平成30）年度からは、東京都教育委員会「知的障害学級の専門性向上に向けた支援事業<sup>42</sup>」として、都立調布特別支援学校と連携し、八雲台小学校を指定校として、知的障害学級の教員の専門性向上に向けた取組を実施しています。

##### イ 幼稚園、保育園等と小・中学校との連携

年2回、幼保小連携推進会議を開催し、連携を図るとともに、就学支援シート及び活用リーフレットを改訂し、幼稚園会及び保育園の園長会等を通じて配布及び作成を呼びかけました。調査によると、2018（平成30）年度の就学支援シートの提出枚数は168枚であり、市内小学校の就学児童の9.2%でした。

#### <就学支援シートの提出状況>

	学校に提出された就学支援シート (人分)	小学校1年生 児童数(人)	割合
2015年度 (平成27年度)	137	1,798	7.6%
2016年度 (平成28年度)	160	1,810	8.8%
2017年度 (平成29年度)	166	1,783	9.3%
2018年度 (平成30年度)	168	1,832	9.2%

<sup>41</sup>若手教員育成研修(1年次・初任者研修)

東京都公立学校の新任教員の資質向上を目指し、教員としての使命感、幅広い知見、実践的指導力等を得させ、学校における教育活動の充実を図ることを目的とした研修。調布市内の新任教員は、「校外における研修」として年11回の研修を受けることとしている。

<sup>42</sup>知的障害学級の専門性向上に向けた支援事業

特別支援学級の専門性向上に向け、区市町村教育委員会と連携のもと、特別支援学校の教員が、指定する特別支援学級への計画的・継続的な授業実践の支援を実施する東京都教育委員会の事業。

## ②課題

### ア 都立特別支援学校のセンター的機能<sup>43</sup>の活用

これまでも都立特別支援学校と連携は図っているところですが、特別支援教育のセンター機能としての活用については、さらなる連携の推進が求められます。特に、市内知的障害学級における教職員の専門性向上を目指し、特別支援学校の指導のノウハウを学ぶことは大きな意義があります。

### イ 調布市子ども発達センター及び障害福祉課との連携

就学前から小・中学校まで、切れ目のない一貫した支援を行うために、幼保小とのさらなる連携とともに、調布市子ども発達センターとの連携が重要です。特に、小学校入学時においては、学校が必要に応じて、調布市子ども発達センターと情報共有し、児童が安心して小学校生活をスタートできる体制を構築することが大切です。

また、児童・生徒の学校生活及び卒業後を見据えた家庭生活及び社会生活の充実のために、教職員が、愛の手帳や精神障害者保健福祉手帳、障害福祉サービスや障害児通所支援等、福祉に係る正しい知識を学び、関係機関が一丸となって切れ目のない支援を実現するためにも、障害福祉課との連携が重要です。

### ウ 放課後等デイサービス<sup>44</sup>や学童、ユーフォーとの連携

放課後等デイサービスについては、運営基準が改正されたことを受け、個別支援計画を含めた学校との連携が求められています。また、特別の支援が必要な児童・生徒が地域で育っていくために、学童やユーフォーとの連携の一層の推進を図る必要があります。

<sup>43</sup> 特別支援学校のセンター的機能

特別支援学校が、地域の幼稚園や小学校、中学校、高校等における特別支援教育の推進・充実に向けて、各学校や区市町村教育委員会等の要請に応じて必要な助言や援助を行う機能のこと。学校教育法第74条では、「特別支援学校においては、(略)、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育諸学校の要請に応じて、第81条第1項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言を行うよう努めるものとする。」と規定されている。

<sup>44</sup> 放課後等デイサービス

国の定める制度で、心身に障害のある小学生から高校生の児童・生徒が放課後や夏休みなどを過ごす場所のひとつ。生活能力向上のために必要な訓練等を行う。調布市内には2018(平成30)年3月現在で、17の放課後等デイサービスがある。



## 具体的な取組

### ① 都立特別支援学校と知的障害学級との連携の充実

東京都が実施している「知的障害学級の専門性向上に向けた支援事業」を活用した調布特別支援学校との連携の充実を図ります。また、府中けやきの森学園も含めた連携を図りながら、教員の指導のノウハウや教材・教具の工夫及び教職員の支援体制について、市内の知的障害学級の教職員が学ぶ機会を設けていきます。都立特別支援学校の教員による授業観察や、意見交流会を通して教職員の指導技術の向上と組織力の向上を図ります。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
①都立特別支援学校と知的障害学級との連携の充実	「知的障害学級の専門性向上に向けた支援」事業の実施	成果普及		

### ② 支援が必要な子どもに係る幼保小連携及び調布市子ども発達センター等との連携の充実

「調布市特別支援教育連絡協議会<sup>45</sup>」において、幼稚園・保育園及び調布市子ども発達センター等の関係機関と特別支援教育に係る取組について理解を深め、連携の充実を図るために情報交換を行います。

就学支援シートについては、学校が、特別な支援を必要とする児童を入学当初から支援する体制を整備するため、幼稚園、保育園等と関係機関に引き続き作成協力を依頼していきます。また、就学時健康診断等で保護者にも周知・啓発していきます。特に就学支援シートの活用については、関係者会議を踏まえ、学校が幼稚園、保育園等だけでなく、調布市子ども発達センターとも十分な連携をしていきます。

学校においては、就学支援シートの活用による学校での成果を、幼稚園、保育園等に報告し、更なる活用につなげます。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
②支援が必要な子どもに係る幼保小連携及び調布市子ども発達センター等との連携の充実	関係者会議の開催 就学支援シートの作成			


<sup>45</sup> 調布市特別支援教育連絡協議会

調布市の特別支援教育推進における課題等について、教育、福祉、医療、産業等が互いに協議し、児童・生徒一人一人のニーズに応じた支援を展開することを目的とする協議会。毎年1回開催している。



### ③障害福祉課との連携の充実

教職員が福祉サービス等の正しい知識をもち、必要に応じて、保護者に情報を提供したり、障害福祉課と連携した支援方針の共有を図ったりすることができるよう、障害福祉課との連携を充実していきます。具体的には、関係者会議の開催、知的障害学級担任連絡会等における研修の実施や情報の共有等を行っていきます。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
③障害福祉課との連携の充実	関係者会議の開催, 研修, 情報共有			

### ④放課後等デイサービスや学童・ユーフォーとの連携の充実

放課後等の児童・生徒における居場所施設の関係者が、放課後等デイサービスにおける児童・生徒の学習・生活状況や、学童・ユーフォーにおける児童の生活状況を学校、本人及び保護者と共有したり、合同の面談を実施したりするなど、児童・生徒をあらゆる側面から見守っていく体制づくりを図ります。

項目	年次計画			
	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
④放課後等デイサービスや学童・ユーフォーとの連携の充実	情報共有が円滑にできるための体制づくり	